みんなで防ごう子ども虐待

子どもの虐待って…どんなこと？

本来子どもを守るべき親や親に代わる保護者が、子どもの身体や心を傷つけることをいいます。虐待は、子どもに対する重大な人権侵害です。

子どもの虐待には、大きく分けて4つのタイプがあります

身体的虐待（しつけと称した体罰）

- たたく、なぐる、ける
- やけどを負わせる
- 溺れさせる
- 戸外に閉め出す
- 物を投げつける
- 激しく揺さぶる

など



ネグレクト

- 家に閉じ込める
- 乳幼児を家に残したまま外出する
- 自動車の中に放置する
- 食事を与えない
- ひどく不潔にする
- けがや病気をしても病院に連れていかない
- 夜間子どもだけで家に放置する　など



心理的虐待（子どもの面前での暴言・暴力）

- 傷つくことを言う、脅す
- 無視をする
- きょうだい間で差別したり、比べたりけなす
- 夫婦げんかやＤＶを子どもの前で行う

など



性的虐待

- 子どもへの性交
- 性的行為の強要
- 性器や性交を見せる
- 子どもの裸の写真や動画を撮る

など



しつけと体罰の違い

しつけとは、社会で自律して生活を送れるように、必要なことを子どもに教え、サポートしていく行為です。

体罰や暴言で子どもを脅したり、従わせたりする行為ではありません。

これらは全て体罰です

例えば…

- 何度も言葉で注意したが、言うことを聞かないので頬を叩いた
- いたずらをしたので長時間正座させた
- 宿題をしなかったので夕食を与えなかった
- 殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った

虐待かもと思ったら

児童相談所虐待対応ダイヤル

匿名可　秘密は守られます　通話料無料

TEL イチ ハヤ ク **189**



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

ユニバーサルデザインフォントを使用しています。

子どもの虐待 ネグレクト ってどんなこと?

健康に重大な影響を及ぼし 命の危険に至る場合があります



低年齢の
子どもだけを残して外出する



子どもの意思に反して
登校・登園させない



保護者以外の同居人による
虐待を放置する



ひどく不潔にする



食事を与えない

低身長・低体重等の発育不良をまねく



重大なけがや病気をしても
病院に連れて行かない

(虫歯の治療を放置することも含む)



車内放置する

ネグレクトが子どもに及ぼす影響

- 愛着形成がうまくできない
 (愛着とは人が安心して生きていくための心の土台)
- 対人関係がうまくいかなくなる
- 攻撃性・破壊性が高くなる
- 協調性が低くなる
- 学業成績が下がる　など

悩まない子育てはありません。ひとりで悩まずお気軽にご相談ください。

出産や育児、家庭に関する不安を抱えている時や「もしかして虐待では?」と思われる子どもがいたら
下記の窓口にご相談ください。

子どもや家庭に関する相談に応じます
観音寺市こども家庭課 こども・女性相談係
TEL 0875-23-3957

児童福祉司や児童心理司などが相談に応じます
香川県西部子ども相談センター
TEL 0877-24-3173

香川県子ども女性相談センター
子どもと家庭の電話相談
※月～土曜日／9:00～21:00(祝日・年末年始は休みます)
TEL 087-862-4152
メール相談　mail : e-kodomo@pref.kagawa.lg.jp

観音寺警察署　TEL 0875-25-0110
緊急の場合は110番通報を